

電気通信事業分野における競争の促進に関する指針に関する意見書

平成 13 年 10 月 15 日

総 務 省 御中
公正取引委員会 御中

郵便番号 103 0015

とうきょうとちゅうおうくにほんばしはこざきちょう

住 所 東京都中央区日本橋箱崎町 24 番 1 号

びー・びー・てくのろじーかぶしきがいしゃ

氏 名 ビー・ビー・テクノロジー株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう そんまさよし

代表取締役社長 孫 正義

別紙のとおり提出いたします。

電気通信事業分野における競争の促進に関する指針に関する弊社の意見

独占禁止法又は電気通信事業法上問題となる行為

1. 独占禁止法における考え方について

わが国における電気通信事業分野における競争促進政策はようやく整備されつつあるとの認識ですが、市場支配的な電気通信事業者が独占・支配している状況はいまだ大きな変化はなく、公正な競争市場が確立されていないものと考えます。

ゆえに、いわゆるイコールフットイング(機会均等)の観点から公正競争条件を確保するための具体的なルール整備が必要であることと考えます。

また、市場支配的な電気通信事業者による当該ルールに違反する行為や差別的取り扱いが行われた場合には、法の実効性を担保すべく、当該電気通信事業者に対して報告義務を設け、違反した行為を行っていないこと定期的に報告させる、ならびに、他の事業者から意見申出、苦情申告があった場合には、立ち入り調査等を実施し、事実を確認し、当該行為の差止め・改善命令を発令する等のより実効的な手段が講じられるべきであります。

2. 独占禁止法上問題となる行為

DSL サービス申込時の回線名義人

加入者線網を有する事業者（NTT 地域会社）が、利用者が他の電気通信サービス（DSL サービス）の提供を受けるために行う申込に関して、回線名義人の住所その他の情報を求めておりますが、現実の問題として、電話回線の利用者である DSL サービス申込者と電話回線の名義人が異なることが、数多く存在しております。

この場合は、接続を希望する電気通信事業者に対し、NTT 地域会社は、申込を拒絶し回線名義人による申込のやり直しを要求しており、開通が遅延する大きな原因となっております。

一方、NTT 地域会社は、自社の電話サービスに係わる利用者からの付加サービスの追加等申し込み等については、簡素化をはかり、必ずしも回線名義人の確認作業を行っておりません。

にもかかわらず、接続を希望する電気通信事業者に対しては、回線名義人名による DSL サービス再申込を求め、自社が実施している DSL サービスの申込においては、DSL サービスの申込者名が回線名義人と異なっている場合に、自ら保有する回線名義人のデータベースを参照して申込者に対して正しい回線名義人情報を伝えることにより、DSL サービスの申込処理を円滑に実施し、優位性を保有しております。

公正競争条件の確保のためには、回線名義人に係る他事業者への情報公開又は回線名義人名は省略可能とする等のルール整備が必要であります。

ISDN 加入者の DSL サービス申し込み処理の簡素化

ISDN 利用者が DSL を申込み場合には、ISDN を解約して加入電話サービスに変更する手続きと、DSL サービスの申込を同時に行うことが必要となります。

現状では ISDN 利用者が電気通信事業者の DSL サービスを申込み場合、利用者は加入電話への変更を NTT 地域会社の 116 番に ISDN 解約を申込み、DSL サービス申込は、電気通信事業者に申込みという煩雑な手続きとなっております。

一方、ISDN 利用者が NTT 地域会社の DSL サービスを申込み場合には、NTT 地域会社は 116 番において ISDN 解約と DSL サービス申込の受け付けを同時に処理しております。

DSL 接続事業者は、ISDN に加入している利用者から DSL サービスの申込のあった場合、ISDN の解約と DSL サービスの申込の両方を受け付けるよう NTT 地域会社に対して申し入れているが、実現しておりません。

この事実は、回線を独占する電気通信事業者が自己に比べて他の電気通信事業者に不利な扱いをしているものであると考えます。

3. 電気通信事業法における接続制度の趣旨と概要について

第一種電気通信事業者との相互接続を円滑に行い、公正な競争を確保するためには、相互接続に係る適切な情報の開示・相互接続手続きの透明化その他の具体的な制度整備に関する施策を講じることが必要と考えます。

相互接続に係る情報開示について

現在、相互接続に係る情報について、ある程度の公開はなされているものの、内容は抽象的であり、真に有用な情報が提供されていません。

一般競争原理に鑑みれば、情報開示には公平かつ即時性が要求されます。また、既存事業者と新規参入事業者との時間的乖離を回避し、早期に一般ユーザーのもとへサービスを提供するためにも個別具体的かつ迅速な情報開示を要望いたします。

よって、以下の情報につきましては事前情報開示を明確に行い、かつ、現状の情報更新期間をさらに短縮し、常時最新情報提供環境を整備する施策を求めます。

- ・ 光ファイバー芯線に関する情報（提供状況や敷設状況等）
- ・ 通信用建物におけるコロケーションスペースに関する情報
- ・ 通信用建物内の電力に関する情報（電力設備・提供可能電力量等）
- ・ コロケーション費用に関する情報

- ・ 加入者回線情報（名義人に係る情報や光収容に関する情報等）
- ・ 端末回線の引き込みに関する情報（引込済みビル・マンション等）

通信用建物内におけるコロケーションスペース及び電力設備について

相互接続にあたり、コロケーションスペース確保及び通信用電気設備に対する電力供給は不可欠な前提条件となっております。

にもかかわらず、コロケーションスペース及び電力確保が不可能である場合には、新規事業の参入を阻害する要因たりえることとなります。

また、コロケーションスペース確保が可能であっても電力供給が得られない場合には、NTT 地域会社による電力増設工事のために 3~4 ヶ月程度要することとなってしまう、結局、新規事業者が既存事業者へ対抗する手段として、自前工事を選択するしかなく、莫大なコスト負担・多大な人的資源の確保を強いられることとなります。

よって、新規事業者が容易に参入できる環境を整備すべきであり、コロケーションスペースの拡張及び電力設備の配備を早急に対応すべき施策を要望いたします。

通信用建物内における自前工事のルール整備について

自前工事の実施において、明確なルールが策定されていないために恣意的な運用がなされるおそれがあります。とりわけ自前電力工事や自前空調工事のような自前工事に関する技術的条件、通信用建物への入館や各種検査立会等に関する画一的なルールの整備を要望いたします。

相互接続における各種申請の簡略化・合理化について

現在、NTT 地域会社の接続約款においては、30 を超える様式からなる手続き書類により、複雑かつ詳細な申請手続きを書面にて実施することとなっておりますが、時間短縮及び内容の誤謬回避の観点から申請手続きスキームの簡略化及び IT 技術を用いた申請体制の合理化等の整備が必要であると考えます。

4 . 料金制度について

各種調査費用・コロケーション費用・光芯線利用料金・管路利用料金等の費用・料金につきましては、不明確な点が多く、明確な根拠に基づいている金額か否かの判断が困難であるといわざるを得ません。

よって、算出方法の適正化・明確化および費用請求の際の金額の根拠の添付等、適正な運用を担保する施策を求めます。

競争を一層促進する観点から事業者が取ることが望ましい行為について

NTT 地域会社は、自社及びグループ企業において加入者回線を用いたインターネット接

続サービスを提供していることに鑑み、当該支配的事業者の自主的な行為にまかせるだけでなく、支配的事業者の接続に係わる部門とその他の部門あるいはボトルネック設備を提供する場合にはグループ企業も含めた情報遮断、情報開示の同一性の確保、接続およびコロケーションの実施状況の公表を、義務として必ず実施されるようにすべきであると考えます。

公正取引委員会と総務省の連携について

公正取引委員会と総務省におかれましては、IT基本法に基づく、わが国のブロードバンド社会を実現する旗振り役として、今後一層、連携を深めて頂き、電気通信事業分野における競争の促進にあられるものと期待いたします。

以 上